

前払式証券の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）

改正案	現行
<p>(適用除外)</p> <p>第四条 前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号。以下「令」という。）第五条第二号ホに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 全国健康保険協会</p> <p>二 国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会</p> <p>三 国民年金基金又は国民年金基金連合会</p> <p>四 独立行政法人農業者年金基金</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第四条 前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号。以下「令」という。）第五条第二号ホに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会</p> <p>二 国民年金基金又は国民年金基金連合会</p> <p>三 農業者年金基金</p>